

居宅介護支援 重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、規約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

有限会社すみれ
すみれ居宅サービス事業所

当事業所は下記のとおり、介護保険の指定を受けています。
(事業所番号 3670101132)

サービス提供開始にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

法人名称	有限会社 すみれ
法人所在地	徳島市国府町南岩延字居内652番地5
電話番号	088-642-4975
代表者氏名	取締役 佐藤 聡
設立年月	平成13年5月1日
経営理念	「いつまでも住み慣れた我が家で暮らしたい」。そんな多くの「声」と「願い」を大切に、介護になっても在宅で楽しく生きがいのある暮らしを応援します。

事業所の名称	すみれ居宅サービス事業所
法人所在地	徳島市庄町4丁目16-1 ロックバレー庄町108号室
電話番号	088-661-3832
代表者氏名	佐藤 聡
事業の種類	居宅介護支援
事業の目的	居宅介護支援事業所の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護、要支援状態にある利用者に対して適正な居宅介護支援を無提供する事を目的とする。
事業の運営方針	当該要介護者からの依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行う。 事業の実施に当たっては関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービス支援を行う。

2. サービス提供地域及び営業日時

開設年月日	平成15年3月1日
通常の事業の実施地域	徳島市、石井町、藍住町、板野町
営業日	月曜日～土曜日但し国民の祝日及び12月31日から1月3日までをのぞく (但し、利用者が必要とされる場合はこの限りではない。)
営業時間	8時30分～17時30分 (但し、利用者が必要とされる場合はこの限りではない。)

3. 職員の職種、員数及び職務内容

職種	氏名	常勤	職務内容
管理者	宇野美津 (主任介護支援専門員)	1名 介護支援専門員と兼務	1. 従業者の管理、居宅介護支援の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。 2. 法令等の規定を遵守させるため必要な支持命令を行う。
介護支援専門員	—	3名 (内1名管理者と兼務)	利用者及びその家族からの相談業務、居宅サービス計画の作成、サービス実施状況の把握と評価、関係機関、施設との連絡調整の居宅介護支援の提供を行います。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービスの内容

① 居宅サービス計画の作成

居宅サービス計画等担当の設置	管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画等の作成に関する業務を担当させます。
利用者への情報提供	作成調査に当たっては、利用者及び家族に対し、当該地域における居宅サービス事業所等の名簿、サービス内容、利用料金の情報を提供し、利用者がサービスの選択が出来るように図ります。なお利用者からの相談対応は、事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所で行います。
利用者の実態把握	介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の状況、提供を受けているサービス、環境などの評価を通じて、利用者が自立した日常生活を営む事が出来るように支援します。
居宅サービス計画原案作成	介護支援専門員は、サービスの希望並びに利用者の把握された課題に基づき提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画を作成します。
サービス担当者会議	介護支援専門員は、居宅サービス計画を新規に作成した場合、要介護更新認定又は、要介護状態区分の変更認定を受けた場合は、原則としてサービス担当者会議を開催します。会議の開催により、居宅サービス計画に位置づけたサービスの担当者として、利用者の状況などに関する情報を共有すると共に、当該居宅サービス計画の内容について、専門的な見地から意見を求めるものとします。
利用者への同意	介護支援専門員は、利用者、家族に対し、当該居宅サービス計画の内容について説明し、文書により同意を頂きます。そして居宅サービス計画を利用者及び家族に交付します。

②サービス実施状況の把握、評価

連絡・面接	介護支援専門員は、居宅サービス計画等作成後においても、利用者、家族、居宅サービス事業者との連絡を継続的に行い、特段の事情のない限り、少なくとも月に1回利用者の居宅で面接を行います。
サービス計画の変更	介護支援専門員は、居宅サービス計画等作成後実施状況の把握を行い、利用者の課題について必要に応じて居宅サービスの変更、居宅サービス事業者との連絡調整、その他の便宜の提供を行います。

③介護保険施設の紹介・連携など

介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営む事が困難と認められる場合、又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には介護保険施設への紹介その他提供を行います。また介護保険施設から退院、退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、円滑に居宅においての生活へ移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行います。

④福祉用具貸与及び福祉用具販売の居宅サービス計画への反映

介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、その利用者の妥当性を検討し、必要な理由を記載するとともに、少なくとも6ヶ月に1回はサービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合は、その理由を居宅サービス計画に記載します。又、居宅サービス計画に福祉用具販売を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、必要な理由を記載します。

⑤指定介護予防支援事業者との連携

介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る情報を提供する等の連携を図ります。

⑥サービス利用料及び利用者負担

居宅介護支援を提供した場合の利用者負担は、厚生労働省の規定に準ずるとする。
(詳しくは別表1. をご覧ください。)

5. サービス利用をやめる場合(契約終了の手続きについて)

契約の有効期限は、契約締結日から利用者の要介護認定の有効期限満了日までですが利用者から契約終了の申し入れが事前がない場合は契約は更新されます。ただし、下記事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

1. 要介護認定又は要支援認定において、利用者が要支援(委託を受けない場合)又は自立と認定された場合。
2. 利用者が介護保険施設に入所された場合。
3. 当法人がやむを得ない事情により、当事業所を閉鎖、縮小した場合。
4. 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
5. 利用者が死亡された場合又は契約解除の申し出を行った場合。
6. 事業者から契約解約の申し出を行った場合。(詳細は次の②を参照)

①利用者から契約解約の申し出があった場合

利用者は契約期間中であっても、利用者の解約を申し出ることができます。
その場合には、解約を希望される日の7日前までに文書又は口頭でお知らせください。
ただし、以下の場合には、即時に契約を解約することが出来ます。

<p>ア、事業所が作成した居宅サービス計画に同意出来ない場合。 イ、事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合。 ウ、事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合。 エ、事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失により、利用者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は 著しい不振行為等、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。</p>
--

②事業者から契約解約の申し出の場合

<p>ア、利用者が契約時に、心身の状況及び、病歴などの重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、結果本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。 イ、利用者が故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為等、本契約を継続しがたい事情が認められる場合。</p>
--

6.サービス利用にあたっての留意事項

サービス提供を行う 介護支援専門員	サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。
介護支援専門員の交替	<p>①選任された介護支援専門員の交替を希望される場合 当該介護支援専門員が業務不相当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出る事が出来ます。ただし、ご利用者から指定の介護支援専門員の指名は出来ません。</p> <p>②事業者からの介護支援専門員の交替 事業者の都合により、介護支援専門員を交替する事があります。介護支援専門員を交替する場合は、ご利用者及び、ご家族に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分配慮いたします。</p>

7.個人情報の使用及び管理、守秘義務について

ア、守秘義務について

- ①個人情報保護法に基づき、個人の権利、利益を保護するために、利用者及び家族の個人情報は適切に管理します。
- ②当法人のすべての事業者並びにすべての職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
- ③この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- ④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後に於いても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

イ、個人情報保護について

- ①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いません。
- ②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物等については厳重に管理し、又処分の際にも第三者への漏洩を防止するための処分法を確保します。
- ③当事業所は、関係法令に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者等の求めに応じてその内容を開示します。開示の結果、情報の訂正、追加、削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正を行うものとします。

8.事故発生防止及び発生時の対応について

- ①サービス提供中に利用者の事故が発生した場合には、速やかにご家族等に連絡を行うとともに医師や

医療機関への連絡等必要な措置を講じ、その状況と処置を記録します。

②前項により報告を受けた管理者は、必要に応じて市町村等関係機関に連絡をし事故報告書を提出します。

③サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

9. 苦情の受付について

①当事業所における苦情やご相談は下記の窓口で受け付けます。

苦情受付場所.担当者	場 所 すみれ居宅サービス事業所 担当者 宇野 美津
受付時間	毎週月曜日から土曜日まで 9時～17時まで
電話・FAX	電話番号 088-661-3832 FAX番号 088-661-3833

②行政機関等の苦情、相談窓口

「事業者の窓口」 事業所の相談窓口	所在地 徳島市庄町4丁目16-1-108号室 電話番号 088-661-3832 FAX番号 661-3833 受付時間 午前9時～午後5時 月曜日～土曜日 担当者 宇野 美津
「徳島市の窓口」 介護保険相談窓口	所在地 徳島市幸町2-5 電話番号 088-621-5586 FAX番号 624-0961 受付時間 午前9時～午後5時 月曜日～金曜日
徳島県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地 徳島市川内町平石若松78-1 電話番号 088-665-7205 FAX番号 666-0228 受付時間 午前9時～午後5時 月曜日～金曜日
徳島県社会福祉協議会 徳島県運営適性化委員会	所在地 徳島県徳島市中昭和町1-2 県立総合福祉センター3階 電話番号 088-611-9988 FAX番号 611-9995 受付時間 午前9時～午後5時 月曜日～金曜日

10. 損害賠償について

当事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責任により、利用者の生命、身体、財産等に生じた損害については、速やかにその損害を賠償します。

万一の事故に備えて、下記の賠償保険に加入しています。

保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険会社(株)
補償内容	賠償責任 身体・財物

11. 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変等が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡をします。

利用料及びその他の費用

居宅介護支援費(I)	①1,086単位/月	取扱い要件が15件未満	①要介護1・2
------------	------------	-------------	---------

	②1,411単位／月	取扱いが異なる個別	②要介護3・4・5
初回加算	300単位／月		①新規に居宅サービス計画を策定した場合 ②要介護状態区分が2段階以上変更となった場合 ③要支援者が要介護認定を受けた場合
特定事業所加算(Ⅰ)	519単位／月		①常勤専従の主任介護支援専門員を2名以上配置。 ②常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置。 ③利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達事項を目的とした会議を定期的に開催。 ④算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3～要介護5である者が40%以上である。 ⑤24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者の相談に対応する体制を確保する。 ⑥介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している。 ⑦包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供している。 ⑧地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。 ⑨運営基準減算又は特定事業所集中減算の適応を受けていない。 ⑩介護支援専門員1人あたりの利用者の平均件数7 45件以上でない。 ⑪法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備を行う。 ⑫他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同で事例検討会・研究会を実施する。
特定事業所加算(Ⅱ)	421単位／月		特定事業所加算(Ⅰ)の③⑤⑥⑦⑨⑩⑪⑫を満たすこと、主任介護支援専門員等を1名以上配置していること、並びに常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。
特定事業所加算(Ⅲ)	323単位／月		特定事業所加算(Ⅰ)の③⑤⑥⑦⑨⑩⑪⑫を満たすこと、主任介護支援専門員等を1名以上配置していること、並びに常勤専従の介護支援専門員を2名以上配置していること。
特定事業所加算(A)	114単位／月		特定事業所加算(Ⅲ)の常勤・非常勤各1名以上で、④⑥⑩⑫が連携でも算定可能。
入院時情報連携加算	(Ⅰ)250単位／月 (Ⅱ)200単位／月		利用者が入院した際に必要な情報を提供し、病院等と連携し、情報の共有を行う。 (Ⅰ)は入院当日に。(Ⅱ)は入院後3日以内に。
退院・退所加算		カンファレンス 参加無	退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に
	連携1回	450単位	

	連携2回	600単位	750単位	算定可能。(入院又は入所期間中につき1回を限度。また初回加算の同時算定は不可。)
	連携3回	—	900単位	
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位/月			病院等の求めにより、当該病院等の職員と共に居宅訪問、必要に応じて居宅サービス等の調整を行う。ひと月に2回を限度として算定可能。
通院時情報連携加算	50単位/月			利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師または歯科医師等との情報連携を行う。
ターミナルケアマネジメント加算	400単位/月			自宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日前14日以内に2日以上当該利用者又はその家族の同意を得て当該利用者宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者提供した場合。

減算

特定事業所集中減算	200単位/月	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中した場合。 (指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)
運営基準減算	所定単位数の50%減算	運営基準に沿った、適切な居宅介護支援ができていない場合。

12.虐待防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げる必要な措置を講じます。

- ①虐待の発生または再発を防止するための指針を整備します。
- ②従業者に虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ③虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ④成年後見制度の利用を支援しています。
- ⑤虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通知します。

虐待防止に関する責任者	介護支援専門員 小林正子
-------------	--------------

13.ハラスメント対策

- (1)雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用安定、職業生活の充実等の規定に基づき、働きやすい環境づくりを目指し、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のため雇用管理上の措置を講じます。
- (2)利用者及び家族はサービス利用にあたって次の行為を禁止します。
 - ①介護支援専門員その他の従業者に対する身体的暴力(直接的、間接的を問わず危害を及ぼす行為。)
 - ②介護支援専門員その他の従業者に対する精神的暴力(尊厳や人格を言葉、態度によって傷つけたりおとしめたりする行為。)
 - ③介護支援専門員その他の従業者に対するセクシャルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的嫌がらせ行為等)

14.業務継続計画の策定

当事業所は、感染症や非常災害発生時において、利用者に対する居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、業務継続計画に必要な措置を

講じます。介護支援専門員に対し業務継続計画を周知し必要な研修、訓練を定期的実施します。

15.感染症の予防及びまん延防止のための措置

当事業所は、感染症が発生又はまん延しないように次の事項に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のために指針を整備します。
- ②介護支援専門員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修、訓練を定期的実施します。

※一定の要件

- ・居宅サービス計画を利用者に説明し、交付すること。
- ・特段の事情がない限り、少なくとも月1回の利用者の居宅を訪問し、かつ、少なくとも1ヶ月に1回、居宅サービス計画の実施状況の把握の結果を記録すること。
- ・介護認定の更新があった場合、介護認定の変更があった場合、サービス計画に変更が必要と認められる場合において、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の内容について、担当者から意見を求めること。
- ・居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めること。
- ・介護保険法上に位置付けた地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めること。
- ・運営基準減算又は特定事業所集中減算の適応を受けていないこと。
- ・利用者が医療系サービスの利用を求めている場合等は、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めることとされているが、この意見を求めて主治医等に対してケアプランを交付すること。
- ・サービス提供事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状況等について、ケアマネジャーから主治医等や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行うこと。
- ・利用者や家族にケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介の求めが可能であることを説明すること。
- ・利用者や家族に該当事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明すること。
- ・居宅介護支援の提供の開始にあたり利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するように依頼すること。

別紙

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与
各サービスの利用割合

訪問介護	71%
通所介護	63%
地域密着型通所介護	25%
福祉用具貸与	91%

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の
各サービスごとの、同一事業者によって提供されるものの割合

訪問介護	ライフアシスタント こもれび 22%	国府介護サービス 15%	ヘルパーステーション 阿波っ子 15%
通所介護	デイサービスセンター ゆうき 18%	サカイリハトレセンター 14%	デイサービスセンター まどか 9%
地域密着型通所介護	デイサービスセンター ForYou 31%	べんり堂みんなの家 デイサービス 22%	リハビリデイもりガーデン 20%
福祉用具貸与	福祉企画さとう 36%	アワフクケア+プラス 18%	株式会社トーカイ 16%

令和6年度 前期(3月1日から8月末日) 後期(9月1日から2月末日)

介護保険法及び設置基準等の規定に基づき、居宅介護支援サービスの提供について、本書面にに基づき
重要事項の説明を行いました。

説明年月日 令和 年 月 日

事業者	所在地	徳島市庄町4丁目16-1 ロックバレー庄町108号室	
	法人名	有限会社 すみれ	
	代表者名	取締役 佐藤聡	印
	事業所名	すみれ居宅サービス事業所	
	電話番号	088-661-3832	
	説明者氏名		印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	
	住所 _____
	氏名 _____ 印
	電話番号 _____
代筆者	氏名 _____ 続柄 ()

代理人	
	住所 _____
	氏名 _____ 印
	電話番号 _____

重要事項説明書 変更同意書

令和6年4月1日

(以下「利用者」という。)と(有)すみれが行うすみれ居宅サービス事業所
(以下「事業所」という。)の間で締結した契約書及び説明・同意した重要事項説明書に関し、
居宅介護支援事業の実施に伴い、以下のとおり内容を変更します。
変更内容

重要事項説明書 変更同意書

令和6年4月1日

(以下「利用者」という。)と(有)すみれが行うすみれ居宅サービス事業所(以下「事業者」という。)の間で締結した契約書及び説明・同意した重要事項説明書に関し、介護支援事業の実施に伴い、以下のとおり内容を変更します。

変更内容

1. 下記条項を追加させていただきます。

(虐待防止について)

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げる必要な処置を講じます。

- ① 虐待の発生または再発を防止するための指針を整備します。
- ② 従業者に虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ③ 虐待防止に関する責任者を選定しています。(責任者:介護支援専門員:小林正子)
- ④ 成年後見制度の利用を支援しています。
- ⑤ 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通知します。

(ハラスメント対策)

(1) 雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用安定、職業生活の充実等の規定に基づき、働きやすい環境づくり目指し、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のため雇用管理上の措置を講じます。

(2) 利用者及び家族はサービス利用にあたって次の行為を禁止します。

- ① 介護支援専門員その他の従業者に対する身体的暴力(直接的、間接的を問わず危害を及ぼす行為)。
- ② 介護支援専門員その他の従業者に対する精神的暴力(尊厳や人格を言葉、態度によって傷つけたりおとしめたりする行為)。
- ③ 介護支援専門員その他の従業者に対するセクシャルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的嫌がらせ行為等)。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

当事業所は、感染症が発生又はまん延しないように次の事項に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のために指針を整備します。
- ② 介護支援専門員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修、訓練を定期的実施します。

(業務継続計画の策定)

当事業所は、感染症や非常災害発生時において、利用者に対する居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、業務継続計画に必要な措置を講じます。介護支援専門員に対し業務継続計画を周知し、必要な研修、訓練を実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

重要事項内容 変更説明日 令和 年 月 日

上記内容をご利用者様及びご家族様または代理人に説明させていただきました。

(法人名)	(有)すみれ	
(代表者名)	佐藤聡	印
(所在地)	徳島市庄町4丁目16-1 ロックバレー庄町108号室	
(事業者名)	すみれ居宅サービス事業所	
(説明者氏名)		印

事業者から上記内容の説明を受け同意しました。

(利用者)	氏名	印
	住所	
(家族又は代理人)	氏名	印
	住所	

別表1.

居宅介護支援費(Ⅰ)	①10,530円／月 ②13,680円／月	取扱い要件が40件未満 ①要介護1・2 ②要介護3・4・5
初回加算	3,000円／月	①新規に居宅サービス計画を策定した場合 ②要介護状態区分が2段階以上変更となった場合 ③要支援者が要介護認定を受けた場合
特定事業所加算(Ⅰ)	5,000円／月	①常勤専従の主任介護支援専門員を2名以上配置。 ②常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置。 ③利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達事項を目的とした会議を定期的 に開催。 ④算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3～ 要介護5である者が40%以上である。 ⑤24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者 の相談に対応する体制を確保する。 ⑥介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している 。 ⑦包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された 場合においても、居宅介護支援を提供している。 ⑧地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に 参加している。 ⑨運営基準減算又は特定事業所集中減算の適応を受け ていない。 ⑩介護支援専門員1人あたりの利用者の平均件数が40 件以上でない。 ⑪法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育 成への協力体制の整備を行う。 ⑫他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同で事例 検討会・研究会を実施する。
特定事業所加算(Ⅱ)	4,000円／月	特定事業所加算(Ⅰ)の③⑤⑥⑦⑨⑩⑪⑫を満たすこと、 主任介護支援専門員等を1名以上配置していること、並 びに常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置している こと。
特定事業所加算(Ⅲ)	3,000円／月	特定事業所加算(Ⅰ)の③⑤⑥⑦⑨⑩⑪⑫を満たすこと、 主任介護支援専門員等を1名以上配置していること、並 びに常勤専従の介護支援専門員を2名以上配置している こと。
入院時情報連携加算	(Ⅰ)2,000円／月 (Ⅱ)1,000円／月	利用者が入院した際必要な情報を提供をし、病院等と連 携し、情報の共有を行う。

入院時情報連携加算	(Ⅰ)2,000円／月	利用者が入院した際に必要な情報を提供し、病院等と
-----------	-------------	--------------------------

	(Ⅱ)1,000円／月	連携し、情報の共有を行う。	
退院・退所加算		カンファレンス 参加無	カンファレンス 参加有
	連携1回	4,500円	6,000円
	連携2回	6,000円	7,500円
	連携3回	—	9,000円
退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定可能。(入院又は入所期間中につき1回を限度。また初回加算との同時算定不可。)			
通院時情報連携加算	500円／月	利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等との情報連携を行う。	
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円／月	病院等の求めにより、当該病院等の職員と共に居宅訪問、必要に応じて居宅サービス等の調整を行う。ひと月に2回を限度として算定可能。	
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円／月	末期の悪性腫瘍の利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師の助言を得つつ、ターミナル期の通常よりも頻回な訪問により、利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等や居宅サービス事業者へ提供した場合。	

※一定の要件

- ・居宅サービス計画を利用者を説明し、交代すること。
- ・特段の事情がない限り、少なくとも月1回の利用者の居宅を訪問し、かつ、少なくとも1ヶ月に1回、居宅サービス計画の実施状況の把握の結果を記録すること。
- ・介護認定の更新があった場合、介護認定の変更があった場合、サービス計画に変更が必要と認められる場合において、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の内容について、担当者から意見を求めること。
- ・居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めること。
- ・介護保険法上に位置付けた地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めること。
- ・運営基準減算又は特定事業所集中減算の適応を受けていない。
- ・利用者が医療系サービスの利用を求めている場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされているが、この意見を求めて主治の医師等に対してケアプランを交付すること。
- ・サービス提供事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状況等について、ケアマネジャーから主治の医師等や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行うこと。
- ・利用者や家族にケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介の求めが可能であることを説明すること。
- ・利用者や家族に該当事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明すること。
- ・居宅介護支援の提供にあたり利用者に対して、入院時に担当ケアマネジャーの指名等を入院先医療機関に提供するように依頼すること。